

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

稲敷市長 笥 信太郎

市町村名 (市町村コード)	茨城県 稲敷市 (082295)
地域名 (地域内農業集落名)	あずま中央地区 (佐原組新田、手賀組新田、伊佐部、釜井) ⑱
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月5日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・60代、70代の担い手が多い。後継者は少なく、今後担い手はやや不足が想定される。
- ・一部では区画が小さかったり、隣接圃場と高低差がある場合があり簡単に大区画化ができないことから、作業の効率化の妨げになっている。
- ・全体的に圃場条件は良く、農地の集積が進みつつある。
- ・担い手の耕作地が点在しており集約化が進んでいないが、一部の規模拡大経営体は拠点集落付近に集約を進めている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物としながら、有機栽培のエリアとの棲み分けする形で、お互いの団地化を形成する。
- ・現在はネギ、人参、麦、大豆、ブロッコリー、飼料用米を栽培しており、また牧草地も増えてきている。今後は他の作物の生産についての栽培方法を確立していく。
- ・基本的には、地域内集落に居住している営農拡大希望の認定農業者を優先して担い手となってもらい、地域の担い手が対応できない農地は、営農拡大を希望している法人に担い手となってもらうこと、さらには認定新規就農者を受け入れることで、耕作放棄地が発生しないように仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	499 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	491 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農用地区域内の農地、及びその周辺の農地で、農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・中心経営体等の担い手同士の話し合いを促進し、農地の集約化について検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・離農等で新たに発生する農地の貸借や団地化推進のための耕作地交換等の際には、農地中間管理事業を活用し中心経営体への農地の集積・集約に関する取り組みを推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・本地区においては、基盤整備事業が完了していることから計画なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域の生産組合やライスセンターの活用を検討する。 ・地域内の農業者を中心に後継者を育成し、将来的な経営モデルとして、20ha～50ha以上規模の水稲経営や水稲＋αの複合農業を推進する。また、兼業のあり方について検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・防除作業(薬剤散布)は、稲敷農業協同組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ナガエツル、イノシシ等の被害拡大を防ぐため、対策や処理方法について農業者への情報共有を図っていく。
- ②有機栽培で生産する水稲を地域の特産物として拡大を図る。
- ③農作業の省力化を目標とした、ドローンなどを活用した次世代型農業「スマート農業」の併用を図っていく。
- ④農業者への情報提供などを通じて、農産物の輸出を促進する。
- ⑧農業の持続や規模拡大を目指すための農業用施設の整備を支援し、担い手の維持確保を図る。
- ⑨WCSや飼料用作物等の生産や家畜排せつ物の堆肥化等を促進し、循環型農業の構築を図る。